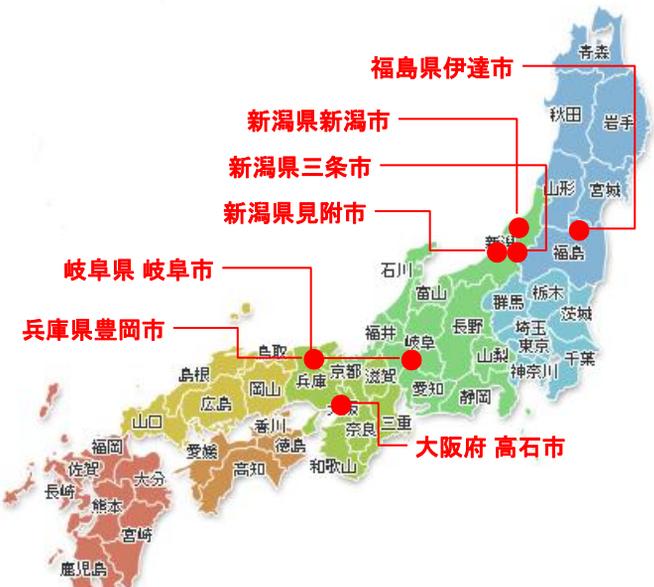


【地域活性化総合特区】健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区

【申請団体名】新潟県見附市、福島県伊達市、新潟県新潟市、三条市、岐阜県岐阜市、大阪府高石市、兵庫県豊岡市、筑波大学、株式会社つくばウェルネスリサーチ



【スマートウェルネスシティのゴールイメージ】



目標

自律的に「歩く」を基本とする『健康』なまち（スマートウェルネスシティ）を構築することにより、健康づくりの無関心層を含む住民の行動変容を促し、高齢化・人口減少が進んでも持続可能な先進予防型社会を創り、高齢化・人口減少社会の進展による地域活力の沈下を防ぎ、もって、地域活性化に貢献することを目標とする。

【期待される効果】

- 5年後の経済効果(210億円): 医療費抑制による経済効果、介護給付費抑制による経済効果、健康関連産業創出による経済効果
- SWC12市への波及効果、中心市街地商店街売上の向上、健康都市創造のための持続的な社会実験への投資
- 5年後の新たな雇用(15,000人): 健康度向上による高齢者就労率の向上、健康関連産業及びソーシャルビジネスにおける雇用創出

政策課題

①地域住民全体の健康づくり(生活習慣病の予防、寝たきりの予防、移動困難者の減少等)の支援

生活習慣病・寝たきりの増加、移動困難者の増加等の減速が課題であり、その実現のためには健康づくりの無関心層を含む地域全体へのポピュレーションアプローチが必須である。

②科学的・客観的なエビデンスに基づき、地域住民の健康状態を的確に把握できる仕組みの構築

現在は地域住民の健康状態を「見える化」する術がなく、政策評価を行うこともできない状況にある。そのため、政策効率を向上させるためにも、科学的・客観的で他と相互比較可能なエビデンスに基づき政策評価を各自治体が容易に行えるような仕組みづくりが必要である。

解決策

①歩いて暮らせるまちへの再構成によるポピュレーションアプローチの実現

地域住民全体へ働きかけることで、地域全体のリスクを低減する取り組み(ポピュレーションアプローチ)を活用し、多数を占める健康づくりの無関心層に対して、「運動する」という心理的ハードルを課すことなく、住んでいるだけで自然に、楽しく「歩いてしまう(歩かされてしまう)、歩き続けてしまう」まちを創造することで、地域住民全体の日常の身体活動量を増加させる。また、公共交通の拡充、利便性向上により、過度に車に依存しなくても生活できる環境づくりを推進する。

スモール化等により、自動車に過度に依らざるを得なくなっている「まち」のあり方を見直し、徒歩、自動車、公共交通の適切な役割分担を実現し、「歩く」ことを基本とした「自律的な」生活様式への誘導を図ることで、地域住民の『健康』を確保する。

②健康クラウドの導入による持続可能かつ客観的な政策評価手法の確立

健康づくりに関する政策の立案、評価に容易に活用可能な科学的根拠に基づく客観的な指標となる「健康度」を開発する。健康度は、自治体の健康関連政策の結果を短期的に反映する性質を持たせ、かつ、中長期的なアウトカムである医療費、介護給付費等とも直接的に相関するように設計する。また、住民の健康状態と相関が認められる社会科学的因子の「地域のソーシャルキャピタル」、「ヘルスリテラシー」が住民の健康に与える影響もポイント化して反映する。そして、地域住民の健康度の測定において必要となる、医学的因子に関する情報を一元化したデータベースを構築する。

地域独自の取組

●地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

本事業の取組みを支える施策として、各市にて、まちづくりや商店街活性化、健康施策に係る独自予算等の措置を実施している。

●地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールを設定

各市において、「(仮称)歩いて暮らせるまちづくり条例」をはじめとした、独自条例制定の準備を開始している。

●地方公共団体等における体制の強化、及び、その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

各市、本申請に先立ち平成23年度にSWC及び総合特区推進のための組織の新設、及び、それに伴う人員の増強を実施済みである。また、本申請の取組みを各市の総合計画や重点プロジェクトとして位置づけている。

新たな規制の特例措置などの提案

①歩いて暮らせるまちへの再構成: まちづくり関係

- ・ライジングボラード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施(国土交通省、警察庁)
- ・歩行者・自転車の安全で快適な通行環境を確保するための標識、路面表示の設置(国土交通省、警察庁)
- ・ウォーキングコースの案内表示(路面表示)の設置基準の緩和(国土交通省、警察庁)
- ・河川区域内でのウォーキング便利施設の整備に関する許可手続きの緩和(国土交通省)
- ・歩道のせせらぎ(水景施設)について利用者に安らぎを与える景観施設としての位置づけ(国土交通省)
- ・市民に対する買物支援サービスの取扱い品目に酒類を加えることへの緩和(国税庁)
- ・まち中のコミュニケーションの場となる銭湯の基幹事業への位置づけ(国土交通省)

②歩いて暮らせるまちへの再構成: 公共交通への拡充

- ・デマンド交通の利便性向上のための停留所設置に係る占用許可手続きの簡素化(国土交通省、警察庁)
- ・ベンチやバス停上屋設置の際の歩道有効幅員の緩和(国土交通省、警察庁)
- ・連節バス(BRT)の導入と拡大に向けた手続きの簡素化(国土交通省、警察庁)

③自治体共有型健康クラウドの整備

- ・地方公共団体の健康づくり政策策定と評価のために、被用者保険のレポートや健診データを利用するための、情報を匿名化するルールの規定(厚生労働省)
- ・政策の評価を精密に実施するための、地方公共団体と被用者保険者の個人情報を名寄せする制度の実現(厚生労働省)
- ・地方公共団体が推進する健康づくり事業への参加、及び継続参加に対する国保料(税)に関するインセンティブ制度の新設(厚生労働省、総務省)

地域協議会参画団体

- (自治体関係者) 伊達市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市、豊岡市(大学、研究機関等) 筑波大学(民間企業) ㈱アトリエ74建築都市計画研究所、東日本電信電話㈱(㈱国際開発コンサルタンツ、日本アイ・ビー・エム㈱) ㈱つくばウェルネスリサーチ